

令和 8 年 6 月 25 日

丸亀市工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）に関する
当面の運用について

丸亀市工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用については、令和 4 年 12 月に通知し、運用しているところですが、令和 8 年 3 月 31 日付け総行第 161 号「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）」の内容を踏まえ、丸亀市においても、建設資材価格の急激な変動が発生してきた状況に鑑み、最新の取引価格を請負代金に適正に反映するため、香川県の運用を準用し、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 運用方法

(1) 残工期について

「香川県工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」（以下「マニュアル」という。）第 1 章 総論 1-1 対象工事については、今後、想定外の建設資材の高騰や納期遅延により円滑な施工確保に支障をきたすおそれがあるため、当面の間、残工期の規定（2 か月）を適用しないものとする。

(2) 積算方法について

「マニュアル 1-4-1 スライド額算定方法の考え方」のそれぞれの品目毎の内、アスファルト合材の変動後の金額については、令和 8 年 4 月 28 日付け 8 技企第 28194 号で通知のあった香川県の当面の運用を準用し、実勢単価をスライド額算定に用いるものとし、また、実施設計書の単価としても適用するものとする。

2 適用

本通知は、令和 8 年 7 月 1 日以降に実施及び変更設計書を積算する工事から適用する。

3 問合せ先

丸亀市総務部庶務課契約・検査担当（電話 0877-24-8944）又は対象案件の工事担当課